

第3節

国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取

り組んでいる。

参照 図表Ⅲ-2-3-1 (国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績)

1 国際平和協力活動の枠組みなど

1 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の経緯

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国連平和維持活動（いわゆる国連PKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動並びに④旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。07（平成19）年には、国際平和協力活動を、付随的な業務¹から、

わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。

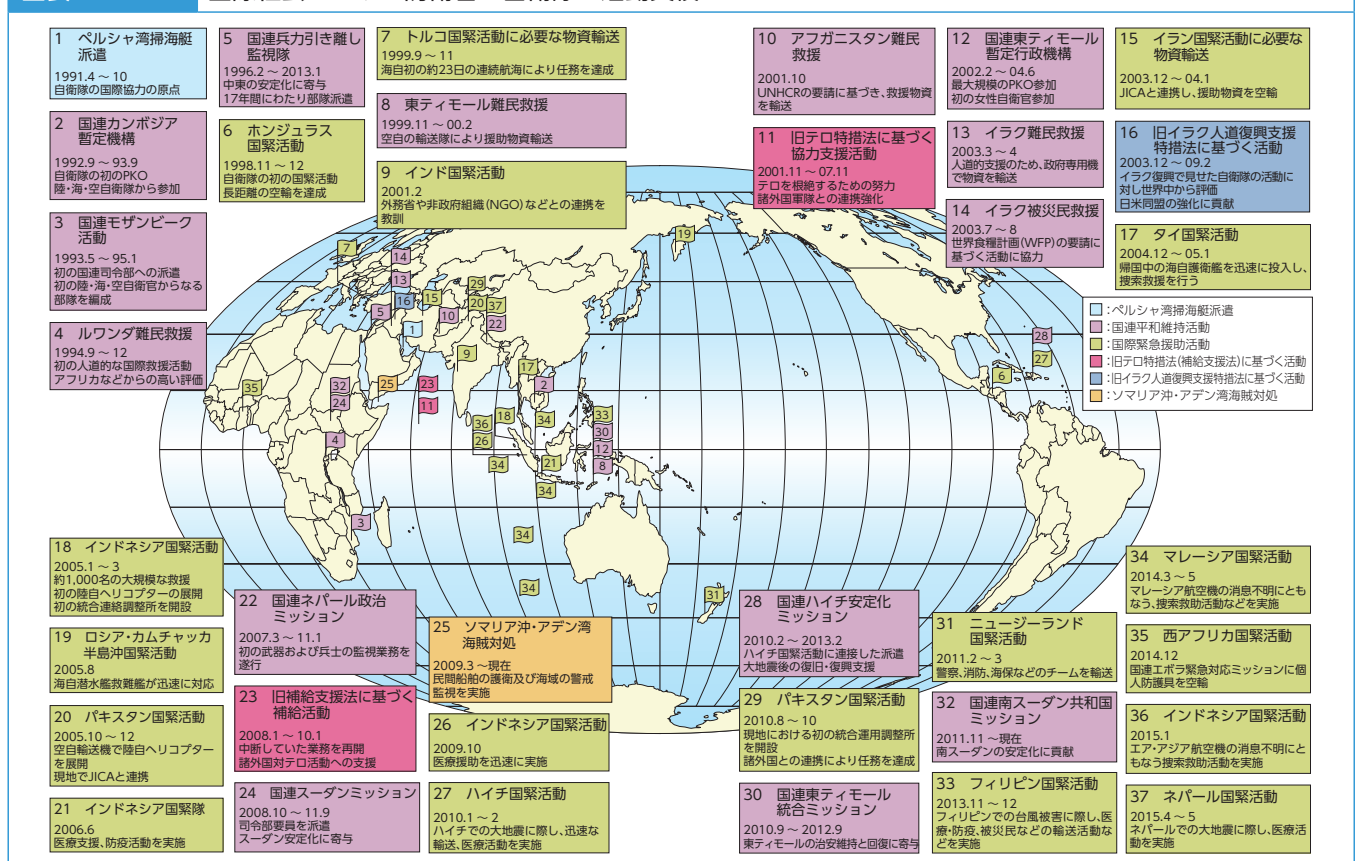
参照 図表Ⅲ-2-3-2 (自衛隊による国際平和協力活動)

参照 資料24 (自衛隊の主な行動)、資料25 (自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定)、資料65 (国際平和協力活動関連法の概要比較)、資料66 (自衛隊が行った国際平和協力活動)

2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組む

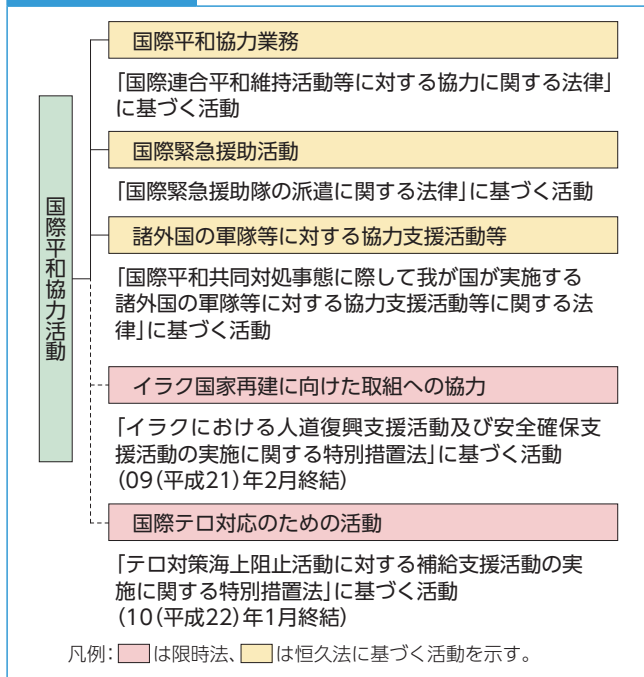
図表Ⅲ-2-3-1 国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績



1 自衛隊法第8章（雑則）或いは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務は「わが国の防衛」であり、従たる任務は「公共の秩序の維持」、「周辺事態に対応して行う活動」及び「国際平和協力活動」である。

図表Ⅲ-2-3-2 自衛隊による国際平和協力活動



ためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど、平素からの取組が重要である。08（同20）年3月には、陸自中央即応集団の隷下に中央即応連隊を新編し、派遣が決定された場合に速やかに先遣隊が派遣予定地に展開し、活動準備を行うことができる体制を整えた。また、陸自の派遣のための待機部隊については、現在、各方面隊などから持ち回りで派遣候補要員をあらかじめ指定しているほか、海自及び空自においても、指定された部隊が常続的に待機についている。

15（同27）年9月、国連は国際平和維持活動について柔軟性及び即応性を確保すべく、国連本部が各国の登録内容をより具体的に把握することを目的として平和維持活動即応登録制度（PCRS）Peacekeeping Capability Readiness Systemを立ち上げた。これを踏まえ、16（同28）年3月、わが国は施設部隊や司令部要員などについて登録を行った。

自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力及び情報通信能力の向上、並びに円滑かつ継続的な活動のための補給・衛生の体制整備に取り組んでいる。陸自は、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充実、地雷や即席爆発装置（IED）Improvised Explosive Deviceから乗車人員を

防護する輸送防護車などの整備を進めるとともに、装輪装甲車（改）の開発などを推進している。海自は、固定翼哨戒機を海外で効果的に運用するための海上航空作戦指揮統制システムの可搬化及び機動運用などを推進している。空自は、多様な環境下で航空機と地上との指揮通信機能を保持するため、航空機用衛星電話などの整備や輸送機用自己防御装置、航空機衝突防止装置などの整備を推進している。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育については、駒門駐屯地（静岡県）の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成及び訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連が実施するPKO活動などにおける派遣国部隊指揮官や、派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師を活用して行っており、平成26年度からは外国軍人や関係府省職員を含めて教育を行っている。これは、多様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係府省や諸外国などとの連携・協力の必要性を重視したものであり、教育面での連携の充実を図ることで、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下で任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは極めて重要である。このため、防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施している。

参照Ⅱ部2章5節（防衛力を支える人的基盤）

メンタルヘルスケアについては、全隊員に対し、メンタルヘルスチェックを派遣前から派遣後にかけて数回実施するとともに、ストレスの軽減に必要な知識を与えるメンタルヘルス講習や、カウンセリング教育受講隊員の現地への配置など、

十分な配慮を行っている。また、派遣部隊への医官の配置に加え、メンタルヘルス診療支援チームなどを定期的に派遣し、現地でのストレス対処方

法や、帰国後の家族及び所属部隊の隊員とのコミュニケーションにおける注意点などについて教育を行っている。

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護(POC)^{Protection of Civilian}、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)^{Disarmament, Demobilization and Reintegration}・治安部門改革(SSR)^{Security Sector Reform}、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とされている。現在、16の国連PKO及び11の政治・平和構築ミッションが設立されている(16(平成28)年3月末現在)。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)^{Office of the United Nations High Commissioner for Refugees}などの国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)^{Non-Governmental Organization}などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は20年以上にわたり、国際平和協力のため、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務などを実施し、その実績は内外から高い評価を得ている。今後も国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国に対する国際社会からの評価や期待を踏まえ、国際平和協力業務などを積極的かつ多層的に推進していく。その際、わが国の貢献が国際社会に及ぼす効果を最大化する観点からも、自衛隊がなすべき協力の態様について、より深い検討が必要である。そのため、国際平和協力業務などについては、自衛隊が蓄積した経験と施設分野などにおける高度な能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局などにおける責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大するなどして、より主導的な役割を果たすなど、防衛省として日本の国際貢献への取組に主体的に関与していく。

1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan)

(1) UNMISSへの派遣の経緯など

05(同17)年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意(CPA)^{Comprehensive Peace Agreement}に署名したことを受けて、国連スーダン・ミッション(UNMIS)^{United Nations Mission in Sudan}が設立された。

わが国は、08(同20)年10月以降、UNMIS司令部要員(兵站幕僚及び情報幕僚)として陸上自衛官2名を派遣していた。11(同23)年7月、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了した一方、平和と安全の定着及び南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)が設立された。政府は、国連からのUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名(兵站幕僚及び情報幕僚)の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所(当時)及び司令部要員1名(施設幕僚)などの派遣、14(同26)年10月には司令部要員

図表Ⅲ-2-3-3 南スーダン周辺図





UNMISSで道路建設に従事する隊員



UNMISSにおいて教育を行う隊員

1名（航空運用幕僚）の派遣をそれぞれ閣議決定した。

南スーダンの平和と安定は、アフリカ全体の安定にとって重要であり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献することが可能と考えている。

参照》I部3章1節2項7（スーダン・南スーダン情勢）

参照》図表Ⅲ-2-3-3（南スーダン周辺図）

（2）自衛隊の活動

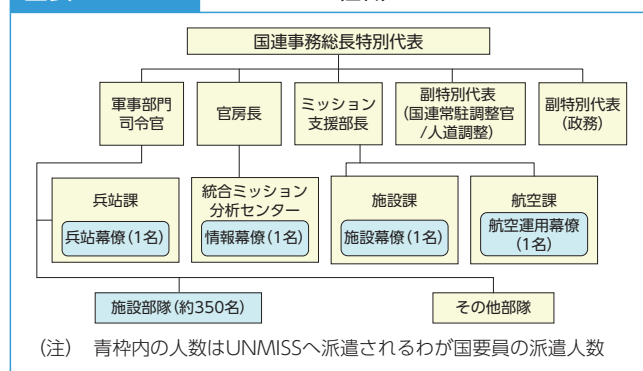
12（同24）年1月、南スーダンの首都ジュバ及びウガンダにおいて、自衛隊の国連PKO活動では初めて、現地支援調整所（当時）を設置し、派遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。同年3月に国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し、国連施設外での施設活動、国際機関との連携案件及び「オールジャパンプロジェクト」として開発協力事業との連携案件も実施してきた。13（同25）年5月には、活動地域拡大に関する自衛隊行動命令を発出し、これまでのジュバ及びその周辺に加えて、東及び西エクアトリア州においても活動を可能とした³。しかし、同年12月以降、南スーダンにおける治安情勢が悪化したため、派遣施設隊はジュバの国連施設内において、避難民支援のために、避難民保護区域の敷地造成、

整備を実施したほか、自隊管理用の能力を活用して、給水活動や医療活動についても支援を行った。また、同年12月には、国連などの要請を受け、緊急の必要性・人道性が極めて高いことにかんがみ、国連に対し、弾薬1万発を譲渡した⁴。

14（同26）年5月、マンデートを国づくり支援から文民保護を中心にした安保理決議2155号が採択され、派遣施設隊の任務もインフラ整備から国連部隊の文民保護支援が中心となった。同年6月には、ジュバ市内の状況が安定してきたことから、派遣施設隊は国連施設外の道路整備などを再開し、15（同27）年2月からはわが国の開発協力事業と連携した施設整備を実施した。

同年8月、対立する政府と反政府勢力との衝突の解決に関する合意が成立し、国連も、UNMISSのマンデートや活動期間などについて見直し、新たな安保理決議を採択した。同年9月、UNMISSのニーズに応じて、ジュバ市郊外の道路整備を開

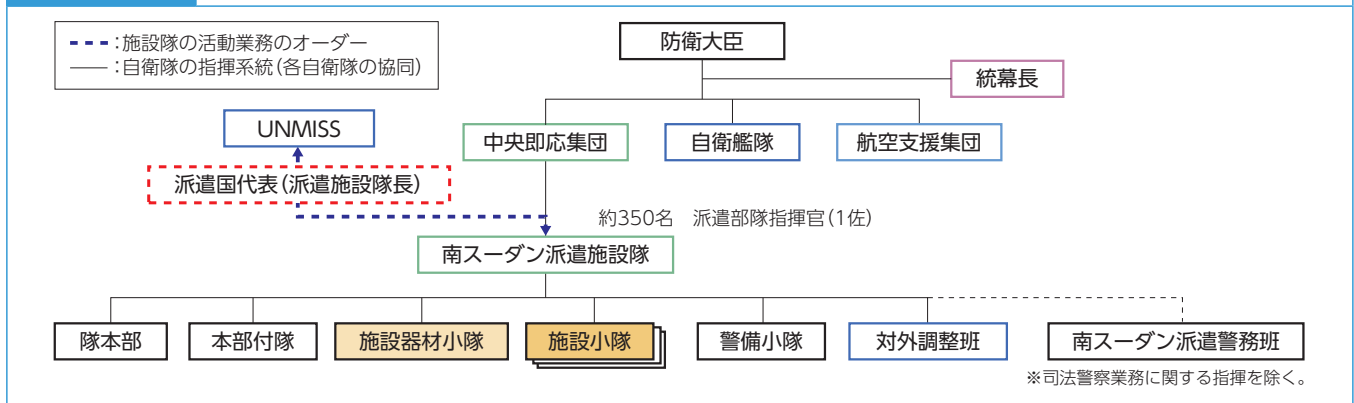
図表Ⅲ-2-3-4 UNMISSの組織



³ 国連のニーズに応じて東及び西エクアトリア州での活動も実施予定であったが、13（平成25）年12月以降の南スーダンにおける武装衝突などを受け、派遣部隊はジュバ及びその周辺における活動を中心に実施した。

⁴ 14（平成26）年、譲渡した弾薬が日本隊に返還された。

図表Ⅲ-2-3-5 南スーダン派遣施設隊の概要



始し、16（同28）年5月には、バングラデシュ工兵部隊と共同で整備を実施した。また、15（同27）年12月、国連がUNMISSの派遣期間をさらに約8か月延長する安保理決議第2252号を採択したことを受け、16（同28）年10月31日まで派遣期間を延長することとした。

参照》図表Ⅲ-2-3-4（UNMISSの組織）

参照》図表Ⅲ-2-3-5（南スーダン派遣施設隊の概要）

(3) UNMISSにおける日豪協力について

これまで、防衛省・自衛隊は、イラク人道復興支援活動や国連平和維持活動などの現場において、オーストラリア軍と様々な協力を行ってきた。UNMISSにおいても、日豪両国が活動しており、12（同24）年8月、UNMISSの業務を行うために派遣されたオーストラリア軍要員2名が対外調整などの業務を行っている。



国連フィールド支援局長（右から2人目）と
PKOについて意見交換する黒江事務次官（左）

用部内における軍事コンポーネントの統括、国連PKOミッションの部隊編成などの業務を行っている。また、国連フィールド支援局に1名の事務官を派遣しており、三角パートナーシップ⁵のためのプロジェクト管理などの業務を行っている。

参照》資料67（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

2 国連PKO教官養成訓練の共催

15（同27）年10月、統合幕僚学校の国連平和協力センターが中心となり、国連PKOにおける民軍連携をテーマとする国連平和維持活動教官養成訓練（TOT）を国連と共催した。

Training of Trainers

3 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連平和維持活動局（国連PKO局）に2名（課長級1名、担当級1名）の自衛官を派遣しており、それぞれ約2年間の予定で運

4 PKOセンターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカPKOセンターなどに自衛官を講師などとして派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。08（同20）年11月におけるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（CCCCPA）への派遣以降、16（同28）年5月までに女性自衛官2名を含む延べ24名（計21回・計8か国）の自衛官を派遣した。

5 国連、要員派遣国及び技術や装備を有する第3国間の協力により、要員派遣国の要員の能力向上を支援するパートナーシップ

解説

国連PKO教官養成訓練

Column

国連は、各国のPKOに従事する派遣部隊の能力向上を重視しています。このため、各国において派遣部隊への訓練を行う教官を養成する必要があることから、国連PKO教官養成訓練を、毎年数回、各国において実施しており、PKO参加国の要員の質的向上を図っています。

15（平成27）年は、国連から本訓練の共催について打診を受けたことから、日本で開催することとなりました。

本訓練の日本での開催は初めてであり、統合幕僚学校の国際平和協力センターが中心となり、同年10月、約2週間にわたり、日本を含め14か国27名が参加して民軍連携をテーマとした訓練を実施しました。

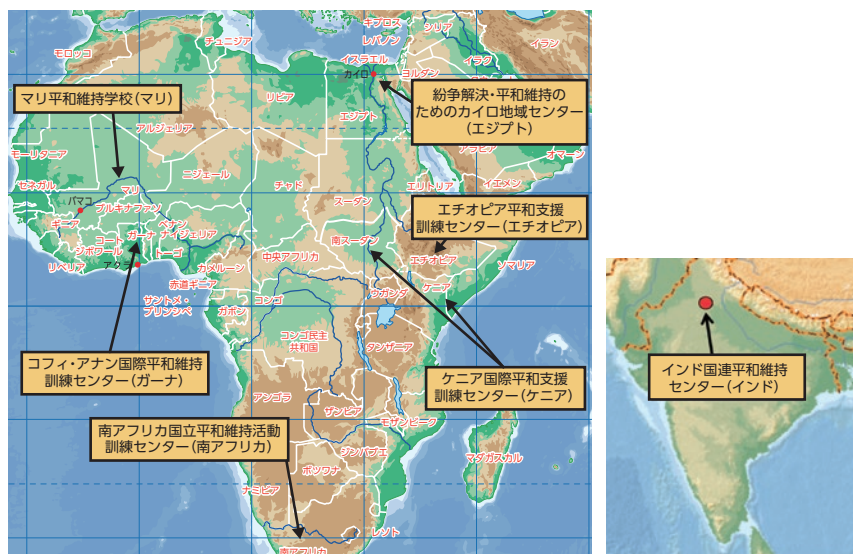
本訓練の開催は、わが国として、諸外国のPKO要員の人材育成に貢献するとともに、わが国のPKOなどに参加する要員の人材育成にも資するなど、大変意義があったものと考えています。

今後も、国連・国際社会に対し人材育成の観点からも多様な協力を続けるとともに、わが国のPKOなどに参加する要員の人材育成に努めていきます。



開講式における集合写真

図表Ⅲ-2-3-6 PKOセンターへの講師などの派遣状況



（注）南スーダンへの講師派遣は、ケニア国際平和維持訓練センターから出張講義を行ったもの。

派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性や自衛隊が経験した国際緊急援助活動の講義など、自衛隊が海外の活動で得た経験や教訓についての教育を行った。また、14（同26）年3月から5月には、エチオピア国際平和維持訓練センター〔FDRE-PSTC〕
the Federal Democratic Republic of Ethiopia Peace Support Training Center
において、講師以外では初となる国際コンサルタントとして教育に関する助言を行うとともに、PKO要員の人材育成にかかるカリキュラムを策定するなどにより、現地関係者や受講者から高い評価を受けている。さらに、15（同27）年3月、インド

国連平和維持センター（CUNPK）
Centre for United Nations Peacekeeping
で行われた国連PKO特別女性将校訓練の教育内容全般を審査する評価官及びオブザーバーとして、自衛官2名を派遣した。

参照 図表Ⅲ-2-3-6（PKOセンターへの講師などの派遣状況）

5 国連PKO部隊マニュアルの策定

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動において、より主導的な役割を果たすため、国連本部が進める国連PKO部隊マニュアルの策定を支援し、工

VOICE

国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトに参加して

Column

陸自勝田駐屯地（茨城県ひたちなか市）

陸上自衛隊施設学校 3等陸佐 岡崎 倫明

プロジェクトには、11名の訓練教官の長として参加しました。ケニア、ウガンダ、ルワンダ、タンザニアの各国軍から参加した10名の訓練生に対し、全員が「安全かつ確実に」操作出来るようになることを目標に、通訳を介して、ドーザ、グレーダ、バケットローダ、油圧ショベルの基本操作等を、通常の約1.5倍の時間をかけて教育しました。

グレーダを真っすぐ後進させることができるまで2週間を要した訓練生もいましたし、また、酷暑の中での器材のオーバーヒートや、作業中に突然現れた水道管を破裂させて訓練場が水浸しになるというトラブルもありました。しかし、教官全員で教育方針や課目の内容等を細部まで検討し、予行や研究会を綿密に実施した結果、訓練生全員が全ての器材の練度判定に合格し、目標を達成することが出来ました。そして何より、訓練生の熱意が教官の励みになったと思います。

今回の任務達成は、被教育者と教官の絆を深めただけでなく、日本とケニアの各機関との信頼関係、国連との連携強化、東アフリカとの友好・親善関係に大きく貢献したと思います。そして、いつの日か、彼らがPKOで活躍し、日本とともに共同して任務に携わることを楽しみにしています。



閉講式において国連・ケニア軍より表彰を受ける筆者（中央）

兵（施設）に関する分科会の議長国を務めた。

14（同26）年3月、東京で工兵分科会の第1回専門家会合、同年6月、インドネシアで第2回専門家会合が開催され、15（同27）年10月、最終案が加盟国へ配布された。引き続き、マニュアルの普及に向けて支援していく。

6 国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトへの支援

近年の国連PKOでは、活動インフラの構築を担う装備品（重機）やそれを操作する要員が不足し、ミッションの立ち上げや拡大の際に支障が生じている。このため、14（同26）年9月のPKOサミットにおいて、安倍内閣総理大臣が積極的な支援を表明し、本プロジェクトによって具体化された。

本プロジェクトは、国連フィールド支援局が、わが国が拠出した資金を基に、重機の調達や施設

要員への訓練を実施するものである。15（同27）年9月から10月、ナイロビにある国際平和支援訓練センターにおいて試行訓練が実施され、陸上自衛官を教官として派遣し、東アフリカの4か国から10名の要員が参加して重機の操作及び整備の訓練を実施した。防衛省は、今後実施される本格的な訓練についても、積極的に支援していく。

7 国連PKO参謀長会議

15（同27）年3月、国連PKOハイレベル会合⁶のフォローアップとして、国連PKO参謀長会議が行われた。100か国以上が参加する中、わが国からは陸幕長が参加し、国連PKOへの積極的参加、能力構築支援及びアフリカにおける早期展開支援により国際平和維持のために責任を果たしていく旨を発表した。

⁶ 14（平成26）年9月、米バイデン副大統領の呼びかけで国連PKOに関するハイレベル会合を安倍内閣総理大臣が共催。各国の首脳・閣僚級が出席し、国連PKOへの貢献についてのコミットメントが行われた。

3 国際緊急援助活動への取組

近年では、軍の高い能力の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

参照 資料66（自衛隊が行った国際平和協力活動）

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987（昭和62）年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（国際緊急援助隊法）」を施行し、被災国政府又は国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992（平成4）年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

参照 資料24（自衛隊の主な行動）

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団と方面隊が任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。さらに、15（同27）年

4月から、P-3C哨戒機による搜索活動の要請があった場合、迅速に対応できるよう態勢を整備した。

3 西アフリカにおけるエボラウィルス病の流行に対する国際緊急援助活動

14（同26）年3月にギニアがアウトブレイクを報告して以降、エボラ出血熱はギニア及びその隣国のリベリア、シエラレオネの三か国を中心に猛威を振るっていた。防衛省では、エボラウィルス病への対応に関するわが国と米国との連携強化や、各国の活動状況などの情報収集のため、同年10月、ドイツに所在する米アフリカ軍司令部（AFRICOM）に連絡官を派遣した（当初、航空自衛官1名、その後、陸上自衛官1名を追加派遣）。また、国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER）から安全な医療行為に不可欠である個人防護具の迅速かつ確実な輸送要請を受け、同年11月、外務大臣との協議に基づき、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、西アフリカ国際緊急援助空輸隊などを組織し、同年12月、UNMEERなどの関係機関との調整のため、ガーナの首都アクラに現地調整所要員4名を派遣したほか、同地に西アフリカ国際緊急援助空輸隊（KC-767空中給油・輸送機×1機）を派遣し、UNMEERに約2万セットの個人防護具を引き渡した。

さらに、わが国は世界保健機関（WHO）からの要請を受け、流行国における疫学調査などに対する支援として、15（同27）年4月から5月末ま



シエラレオネにおいて現地の職員と協力して疫学調査を行う
防衛医科大学校教官（右から3人目）

で、防衛医科大学校教官1名をシエラレオネに派遣した。

4 エア・アジア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動

14(同26)年12月、スラバヤ発シンガポール行きエア・アジア8501便が消息を絶ち、インドネシア政府から捜索救助について支援要請を受け、外務大臣との協議に基づき、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、インドネシア国際緊急援助水上部隊を組織し、インドネシア政府などとの調整のため、現地支援調整所要員3名を派遣した。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動を終え、帰国途中であった派遣海賊対処行動水上帰投部隊(護衛艦「たかなみ」、「おおなみ」、ヘリコプター3機)を現場海域へ派遣し、約1週間の捜索救助活動を行い、ご遺体の収容などを実施した。

5 ネパールでの地震に対する国際緊急援助活動

15(同27)年4月、ネパールでマグニチュード7.8の大地震が発生した。防衛省は、政府が派遣した国際緊急援助隊に3名を調査チームとして同行させるとともに、ネパール政府から自衛隊部隊による緊急援助活動について要請があったことを



現地で医療活動にあたる医療援助隊員

受け、外務大臣との協議に基づき、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

防衛省・自衛隊は、ネパール統合運用調整所(4名)、ネパール国際緊急援助医療援助隊(約110名)及びネパール国際緊急援助空輸隊(約30名：C-130H輸送機×6機など)などからなる派遣部隊を組織するとともに、現地での医療援助の緊急性にかんがみ、医療援助隊の一部(約20名)を初動対処部隊として速やかに派遣し、以後、空輸隊及び医療援助隊の主力をそれぞれ派遣した。約3週間の活動期間中、医療援助隊は首都カトマンズ市内やその近郊において、延べ約2,900名の被災民の診療を行うとともに、空輸隊は、延べ約9.5トンの医療活動に必要な機材及び物資の輸送を実施した。